

る博物館等の防火対策ガイドライン」の市民への周知と活用を図る。

(2) 平常時及び災害発生時の連携体制の構築

関係機関や地域住民と連携を図り、文化財の被災・防犯のための整備体制を構築する。

- ①平常時において実施している文化財パトロールの際の点検活動を強化する。有事に向けた対応として、市の教育委員会、消防署、文化財所有者、地域住民等が連携・協力し、防災訓練等を継続的に実施する。
- ②消防・警察等の関係機関と連携した啓発活動等により、防災・防犯に対する市民の意識向上を図る。
- ③毎年1月26日の文化財防火デーに向けた取組の重要性を認識し、災害発生時の連携体制を整備するとともに、早急に防災訓練等の実施に向けた取組を図る。
- ④緊急時に対応できるよう、庁内関係部局や国・県との連携体制を強化し、体制の充実を図る。

第3節 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財の防災・防犯の取組として、第2節の方針に基づき、次の措置を実施していく。

No.	措置の内容	取組主体			財源			実施時期		備考
		市文	市他	民間等	市費	国・県補助金等	民間等	I期 R8 -12	II期 R13 -17	
60	指定等文化財の防災・防犯リスクの把握調査 指定等文化財の現況確認調査に併せて、防災・防犯リスクを把握する。	◎	○	○	○					
61	防災・防犯設備の設置と周辺環境の整備 文化財の防災・防犯設備の設置と併せて周辺環境の整備を行う。	◎	○		○	○				
62	被災文化財の復旧工事等の実施と対応の周知 災害発生後の被災文化財の確認を行い、各種補助金等財源の確保等、復旧工事等の必要な措置を実施する。また、災害や犯罪の発生時等緊急時の対応について周知する。	◎	○		○	○				
63	日常点検と文化財パトロールの強化 定期的な防災・防犯に向けた点検の実施とパトロールの実施を強化する。	◎		○	○					
64	防災・防犯訓練、啓発活動の実施 文化財防火デーに合わせて文化財の火災防御訓練等や市民図書館等文化財公開施設での避難訓練のほか、消防・警察等の関係機関と連携した啓発活動を実施する。	◎	○	○	○					
65	文化財レスキューによる支援と体制づくり 緊急時に速やかに対応できるよう、文化財レスキューの体制づくりを行う。	◎	○		○					
66	緊急時の連絡体制の徹底 緊急時に速やかに対応できるよう、所有者及び庁内関係部局や国・県等の関係機関と連絡体制を徹底する。	◎	○	○	○					

※取組主体…市文＝生涯学習課、市他＝市の他部局、民間等＝所有者等、地域、関係団体、関係機関等 / ◎＝主体、○＝連携・協力

※財源…市費＝市の一般財源、国・県補助金等＝国の補助金・交付金、県の補助金、民間等＝所有者、民間資金、財団助成金等